

警報設備、出入管理設備等仕様書

1 警報設備

- (1) 警備エリア毎のブロック警備ができるものとし、一枚の IC カード等（以下「操作キー」とする。）で警備操作及び出入管理操作ができること。ブロック数は5ブロックを予定している。
- (2) 操作キーは複製、偽造が困難なものとし IC カード等を推奨する。
- (3) 警備操作器は出入口付近に設置すること。
- (4) 防犯感知器は、1階については窓、扉に開閉センサー及び空間センサーを設置（相当品）し、2階、3階、4階については空間センサーを設置（相当品）するものとする。
- (5) 火災監視は自動火災報知設備より移報し監視するものとする。
- (6) 施工にあたっては、統一総合的に設置作業を実施するとともに、特に庁舎の美観を損なうことのないよう配慮すること。

2 通信回線

- (1) 警備信号通信回線は機械警備専用回線を設置し、それに要する費用及び通信費は受託者が負担する。
- (2) 警備通信回線は、断線が検知できるものとし、それに掛かる費用は受託者が負担する。

3 出入管理設備

- (1) 出入口外側に解錠用操作器（以下「カード装置」）を設置し施錠中は操作キーで解錠し入庁できるものとする。
- (2) カード装置は屋外設置のため、防雨構造又は屋外ボックスに収納すること。
- (3) 操作キーの履歴が記録できること。
- (4) 操作キーの履歴は必要に応じ、抽出又はプリントアウトできること。
- (5) 電気錠の選定は市と調整し行う。但し、扉の交換が必要なときは市で行うものとする。
- (6) 電気錠について、停電時は機械的に鍵で解錠可能なよう外側にシリンダー等を設置すること。
- (7) 操作キーは各5本ずつ作成予定である。